

運動器リハビリテーション料(Ⅱ) 1単位 170点

通常、対象疾患の患者(※1)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、対象疾患の発症、手術、急性増悪、又は最初に診断された日から150日以内に限り算定。

入院中のもの又は入院中の患者以外の患者に対して、発症、手術、又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を加算。

(※1)上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患、又はその手術後の患者。関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性的運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者。

廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ) 1単位 146点

通常、廃用症候群の患者(※2)に対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、廃用症候群の診断、又は急性増悪から120日以内に限り算定。

入院中のものに対して、廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術、急性増悪、又は廃用症候群の急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を加算。

(※2)急性疾患等に伴う安静(治療の有無を問わない)による廃用症候群の患者(一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの)。

リハビリテーション総合計画評価料 300点 (1月に1回に限り算定)

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき、算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定。(心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、認知症患者リハビリテーション料に関して)

目標設定等支援・管理料 初回 250点、2回目以降 100点 (3月に1回に限り算定)

算定すべきリハビリテーションを実施している要介護被保険者等である患者に対し、必要な指導等を行った場合に、3月に1回に限り算定。(脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に関して)

※算定方式として上記説明文書中、点とは診療報酬請求上1点が10円に相当します。